

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成26年12月26日（金）11:36～11:47

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授

昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

大友 哲也 消費・安全局植物防疫課長

岡 辰男 消費・安全局植物防疫課長補佐

<事務局>

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

（議事次第）

1 開会

2 議事 輸入種子の検疫検査の軽減

3 閉会

○藤原次長 それでは、進めさせていただきます。

午前中最後のテーマでございますが、輸入種子の検疫検査の軽減ということで、夏に行いました全国提案の中で練馬区からの要望があった項目でございます。輸入する他国の野菜の種子について、相手国で既に一定の各種検査が行われている場合に日本における検査を軽減したいといった趣旨でございまして、関係省庁ということで農水省のほうからとりあえずの回答もいただいているところでございます。

それでは、八田座長、お願いいいたします。

○八田座長 お忙しいところ恐れ入ります。

早速、御説明をお願いいたします。

○大友課長 植物検疫については、前回も特区で御説明した覚えがあるのですけれども、今回も同じような話でございますが、もともと植物検疫というのは、今はエボラとかいろいろ言われていると思いますけれども、外国で発生した植物の病害虫が日本に入るのをとめるというのが主な目的でございまして、人であるか植物であるかの違いだけであって、

我々農林水産省としては、植物の病害虫が入るというのは当然抑えていかなくてはいけない国の責務だと思っております。万一、侵入した場合は、病害虫、エボラと同じですけれども、県境を超えて広範囲に被害を及ぼしていますので、とりあえず港なり空港でとめるというのが一番効果的になっています。

例えばの話ですけれども、ミカンコミバエとかウリミバエ、これは沖縄とか鹿児島、小笠原で出ていたのです。こういうものが我が国に入った事例があるのですが、これを根絶するために、右のほうにありますけれども、25年の歳月と254億円という莫大な経費をかけて根絶したという事例もございます。世界的にも同じような事例はたくさんございます。

基本的な流れは2ページ目ですけれども、まず輸出国である植物防疫機関に我が国のほうから植物の種類ごとに、こういう病害虫がおたくにいるけれども、日本にはいないので、ちゃんとないようにしてねというのを要求していまして、それに基づいて向こうの国が植物検疫証明書というのを発給して、当該病害虫はついていませんというのを発行します。我が国のほうで、その検疫証明書というのがきちんとあるかどうか、さらに、輸出国で検査しましたけれども、輸入国においても、我が国でももう一度検査して、それで合格か不合格かという流れになっております。

種子につきましては、世界的にどこでも同じようにやっておりまして、種が一番リスクが高い。なぜかというと、そのまま土壌に植えてしまうので、例えば果物だと、人間が食べておなかで消化してしまうというのもあるのですけれども、種だけは非常に厳しく見ざるを得ないということになっています。

3ページですけれども、輸出国での検査内容ですが、普通の種子については目視程度で大丈夫ですよと、特別変わった形状になつていませんということで植物検疫証明書を輸出国が発行する。ただ、先ほどちょっと申しましたとおり、一部の種子で我が国が非常に恐れている病害虫があれば、種だと病気が入っているかというのがわからない。それは、栽培中に葉っぱに症状が出たり枯れたりしますけれども、種だと見てもわからないですね。だから、栽培しているときに、あんたたち、ちゃんと見てくれということを要求していまして、栽培時に見ても病害虫はいませんでしたという種を送ってくる場合もございます。大きく分けると2つの検査を向こうの国でやっていると。

一方、向こうが合格だったからといって、では、我が国が省略していいかというと、4ページになりますけれども、日本で検査すると100%合格というのはなくて、やはり出てきてしまうというのがございまして、このように実績として廃棄したり消毒したりして、日本に入ってくる種についてもやはりきちんと検査しなくてはいけないということでございます。

下のほうにあります我が国で発見された種で病害虫の例ですけれども、スイカ果実汚斑細菌病などというのは、スイカに感染すると苗の段階で枯れるか、もしくはスイカの実になつてもこのようになつてしまつてとても売り物にならないような病気、これは非常に横に伝染しますので、ばあっと広がってしまうというタイプですし、テンサイさび病という

のはカビの一種ですけれども、テンサイとは砂糖をとるビートですね。ビートの糸状菌ですけれども、これも種について入ってきまして、結局収量が減少してしまって、農家の収入が激減してしまうという病気でございます。こういうものが発見されております。

種子の輸入検査に要する一般的な期間ということで、練馬区さんがどう思っているか聞いていいないのでよくわからないのですけれども、我々としても生物を扱っている以上、長期間置いておくというのは基本的には余り好ましくないので、できるだけ素早く検査するというのが我々のスタンスになっていまして、先ほど申しました、どうしても気になる種については精密検査をやりますけれども、それ以外の大丈夫だろうというのは、輸入されたらすぐに検査して1日で通過してしまう。どうしても日本に入ったら困るなというのは、遺伝子検査とか、種子に付着した病原菌を分離して観察するブロッター法とかと言っているのですけれども、こういうものに大体2～7日かかります。その結果として合格か不合格がわかるということで、通常我々が種子を輸入するときには、長い期間かかってもせいぜい1週間程度ですので、練馬区さんが何をしてほしいのかがいまいちよくわからないのですけれども、我々の制度で他国からの種子が輸入できないとか、輸入しても栽培できないということは通常ないということあります。

そのためには、我々としても植物防疫所というのがございまして、このように全国くまなく置いておりますので、どこで輸入しても素早く検査できる体制をとっているということで、通常、輸入してから何ヵ月とか1年とかが検査のために必要だとか、そういうことはあり得ないということですので、何が支障なのかというのを我々はわかりかねている状況です。

以上です。

○八田座長 ありがとうございました。

私は2つ御質問があるのですけれども、育てている間に観察することによって病害虫がついているかどうかがわかるという、これは全部、輸出国でやってもらうのですか。

○大友課長 両方やっています。

○八田座長 日本でもやる。

○大友課長 先ほど申しましたように、種ではわからない病気で重要な病害虫については、輸出国の栽培しているときにやってくださいというのをやっていて、それでオーケーになれば素通りするのが普通です。ただ、輸入国においても遺伝子検査だと培養検査、我が国でも重要な病害虫についてはやらせてもらっている。ただし、せいぜい1週間しかかかるない。

○八田座長 育てるのは輸出国でやることですね。

○大友課長 はい。

○八田座長 もう一つは、この4ページを見ると、確かに検査するといろいろと消毒だとか破棄が必要なケースがかなり多いのだということがわかりますけれども、これは輸出国の分布で言うとどうなのでしょうか。例えば、向こうの国できちんと検査した国と検査し

ていない国とがあると思うのです。先ほど、向こうで検査するのは、例えば米国、EU、オーストラリア、ニュージーランドということが2ページに書いてありましたけれども、こののは国別に見ると、今のような輸出国で検査したものがほとんどなのか、それともそうではないのか。

○大友課長 一応、種子に関しては大変重要なものですので、我が国は、輸出国が検査したもの以外は輸入できないという形になっていますので、必ず検査しています。検査証明書が先ほどの流れの中ありましたけれども、「植物検疫証明書確認」とありますから、これがなければ返送することになっております。

○八田座長 では、練馬区にはこの数字を見せたら、もうこれで間に合うような感じもしますね。

○大友課長 大丈夫だと思います。オリパラまでまだ何年もありますので、何が欲しいか言ってくれれば我々はいつでも対応できますので。

○八田座長 わかりました。

○八代委員 輸出国でちゃんと検査したにもかかわらず、4ページを見ると、4万7,000のうちの例えは38とか20が実際は、廃棄を入れたらもっと多いですね。見つかる率はこれを足せばいいですか。

○大友課長 そうです。

○八代委員 1%ぐらい、どれくらいあるかな。結構ありますね。

○大友課長 病気がついていたり、あと、土が入っていたりですね。土はもともと輸入禁止ですので、種をとるときにどうしても土が入ってしまったとかそういう場合があって。

○八田座長 1%でも入ってきたらおしまいですからね。

よろしいですか。

では、どうもありがとうございました。